

学校法人聖隷学園
地震防災対策マニュアル
(改定版)

学校法人 聖 隷 学 園

2017年1月20日 執行役員会改定

改廃機関：執行役員会

目次

はじめに

事前の危機管理

I. 平常時の対応（地震防災体制の整備）

1. 生徒等及び教職員の防災対応能力の向上について --- P 2
2. 施設設備等の安全対策について --- P 2 ~ 3
3. 災害対策本部の設置について --- P 3
4. 下校(引渡し)、休校、待機の対応について --- P 3 ~ 4
5. 災害時の情報伝達、情報収集について --- P 4 ~ 5
6. 三方原地区(三方原サミット)の防災連携について --- P 5

II. 東海地震に関連する情報発表時の対応

- ①東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時 --- P 5
- ②東海地震注意情報発表時 --- P 5 ~ 6
- ③東海地震予知情報＝警戒宣言発令時 --- P 6
- ④東海地震に関連する各情報発表時の行動指針 --- P 7 ~ 1 1
 - (1) 授業中・保育中 (2) 登下校時 (3) 学外活動・臨地実習・園外保育中
 - (4) 部活動中 (5) 勤務時間外(夜間・休日)

発生時の危機管理

III. 大規模地震が発生した場合の行動指針 --- P 1 2 ~ 1 5

想定される地震災害／被害状況

地震発生時の初期対応／二次対応

- (1) 授業中・保育中 (2) 登下校時 (3) 学外活動、臨地実習、部活動、園外保育中
- (4) 勤務時間外(夜間・休日)

事後の危機管理

IV. 大規模地震が発生した場合の対策 --- P 1 6 ~ 1 8

1. 学園の防災体制の確保と動員計画
2. 情報連絡活動、安否確認
3. 避難経路の安全確保及び避難誘導
4. 被害状況に応じた生徒等の帰宅、保護者への引渡し
5. 火元の確認
6. 施設内の安全確保
7. ライフラインの応急復旧
8. 応急救護・救出活動
9. 三方原地区との連携

V. 教育の再開に向けての取り組み --- P 1 8 ~ 1 9

はじめに

聖隷学園は、万が一の災害において教職員が協力して、学生生徒園児(以下「生徒等」という。)の大切な命を守り、無事に保護者に引き渡すために平常時、地震発生時、東海地震に関連する情報発表時などの様々なケースを視野に入れた地震防災対策を推進するとともに、保護者、三方原地区、市や公的機関との連携を密にした対応を図ります。

本マニュアルでは、震災後早期に学校機能を回復させ授業を再開する目的のため、「事前の危機管理」では災害を未然に防ぐこと、「発生時の危機管理」では命を守ること、「事後の危機管理」では通常の教育活動を回復させることを目標とした防災対策について定めます。

地震発生時にはマニュアルを見る余裕はありません、教職員は、その時に適切な判断や行動ができるよう、平常時より、本マニュアルの理解と防災訓練や防災研修への参加を通じて防災意識の向上を図ります。

事前の危機管理

I. 平常時の対応（地震等防災体制の整備）

1. 生徒等及び教職員の防災対応能力の向上について

(1) 生徒等の防災訓練の実施について

防災訓練は、災害発生時に本学園の教職員、生徒等が常に安全に行動できるよう、その実践的な態度や能力を養うとともに、災害時に地域や家庭において、自ら進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになることを目指して行います。

ア「揺れたら」（初期対応）の訓練と留意点

地震発生時の基本行動はどこにいても、どのような状況でも「上からものが落ちてこない」「横からものが倒れてこない」「ものが移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保することです。教職員の指示を待たずに生徒等が自ら判断し行動できるよう繰り返し訓練を行います。

〈留意点〉

・本学園の校舎は専門家により安全性を評価されており、地震発生時にあわてて屋外へは避難せず、原則として校舎内で危険を回避します。※但し 大学4号館、旧5号館および学生・同窓会館からは早急に退避します。

イ「揺れが収まったら」（二次対応）の訓練と留意点

生徒等が教職員の指示に従って安全に行動ができるように定期的に訓練を実施します。

〈留意点〉

・本学園は津波危険予想地域には所在していませんが、津波に関する情報が解除され安全が確認されるまでは、待機させ危険を回避します。

(2) 教職員の防災訓練の実施について

教職員は、災害から生徒等の安全を守るため、学校における防災体制や防災教育の重要性と緊急性を十分認識し、定期的な防災訓練や研修を通じて防災に関する自らの意識や対応能力、防災教育に関する指導力を高めます。

2. 施設設備等の安全対策について

災害発生時に生徒等の安全を確保するため、教職員も日常的に、校舎内の施設及び設備等を意識して点検することが大切です。日頃から、落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものはどんなものか校舎内の非構造部材について把握しておきます。

【施設設備の安全点検項目】

点検時期	点検対象	点検内容
定期的に ・学期毎	防火、防災に関する設備	異常の有無
	校地、運動場、教室、特別教室、廊下、階段、トイレ、食堂など	生徒等が通常時に使用する設備の異常の有無
臨時に ・運動会や体育祭、文化祭などの学校行事前後 ・暴風雨、地震、近隣で火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入・放火)などの発生時	校地、運動場、教室、特別教室、廊下、階段、トイレ、食堂など	生徒等が通常時に使用する設備の異常の有無
日常的に ・天井、照明器具、窓ガラス、外壁(外装材)、収納棚などの点検	校地、運動場、教室、特別教室、廊下、階段、トイレ、食堂など	<ul style="list-style-type: none"> ・天井材(仕上げボード)に破損等の異状は見当たらないか ・照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか ・窓ガラスにひび割れ等の異状 ・閉塞可能な窓の鍵はかかっているか ・外壁にひび割れ等の異状は見当たらないか

3. 災害対策本部の設置について

大地震発生後および警戒宣言発令時は、法人、大学・専門学校、中・高等学校、こども園に各災害対策本部を設置し、学園内組織の意思疎通・連絡体制を確立し教職員は自身の役割分担に基づいて行動します。また、大学5号館7階には、三方原サミット災害対策本部を設置し、近隣の病院、社会福祉施設等と連携して、緊急・一次的な施設利用者避難の受入れ、物資やボランティアの調整などを行い、スムーズな教育・研究活動再開を目指します。

(参考：聖隷学園災害対策本部体制と教職員役割分担)

(参考：災害対策本部の掌握事項)

4. 下校(引渡し)、休校、待機の対応について

(1) 被災状況による下校、待機について

災害規模・被災状況		対応の基準
学園が所在する地域の被災状況	通信、ライフライン、公共交通機関が不通	原則として学校に待機させる。この場合、時間がかかっても、周囲の安全確認(スクールバス運行の可否)や保護者と連絡が付くまで、生徒等を学校に保護しておく。
	通信、ライフライン、公共交通機関に問題なし	原則として下校させる。

(2) 被災状況による休校について

災害規模・被災状況		対応の基準
学園が所在する地域の被災状況	通信、ライフライン、公共交通機関が不通	原則として休校とする。この場合、通信やライフライン等が復旧し、校舎の安全性が確認され、学校から連絡があるまでは、登校させない。
	通信、ライフライン、公共交通機関に問題なし	校舎の安全に問題が無い限り、登校させる。

(3) 学園に生徒等を待機させる場合の対応について

本学園は津波被害の心配のない海拔 55～60mに立地しており、かつ強固な地盤である三方原台地に立地しています。日中に大規模な地震が発生し、遠州灘や浜名湖沿岸に津波が押し寄せた場合、津波浸水地域に居住する生徒等が帰宅困難になり、一定期間学園に宿泊することを想定し、以下の対応を行います。

- ・非常用電源と燃料の準備
- ・敷地内の井戸を利用したトイレ用水の準備、トイレットペーパーの確保
- ・宿泊する校舎(教室)の確保
- ・寝具、食糧品を備蓄庫から搬出
- ・生徒等の健康管理、身体的、精神的ケア
- ・保護者への連絡(できる限り)
- ・ゴミの処理

(参考：非常用電源と燃料庫設置場所)

(参考：市水・井水の切り替え作業マニュアル)

(参考：備蓄品リスト)

5. 災害時の情報伝達、情報収集について

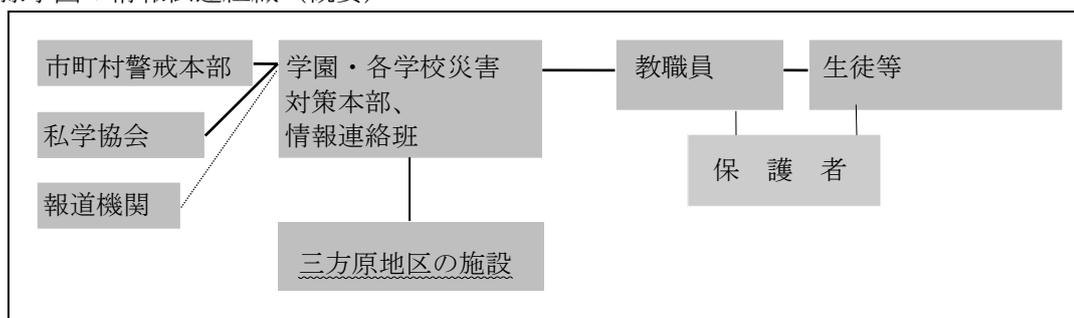
災害時に有効な災害対策活動を実施するために、複数の通信手段を確保して災害時の情報収集活動を実施します。教職員は流言やデマに惑わされないよう、学園および各学校の災害対策本部および情報連絡班からの情報に注意します。

(1) 生徒等、教職員の安否確認・連絡について

区分	安否確認・連絡
大学生、専門学校生	ANPIC
中高保護者(生徒)	メール
こども園保護者(園児)	メール
学園教職員	ANPIC、メール

(2) 情報の管理及び情報収集・伝達手段の確保について

聖隷学園の情報伝達組織(概要)



通信の状況	対象	情報収集および伝達手段
通信基盤が被災し、不通あるいは輻輳状態	外部情報収集・外部伝達	衛星携帯電話、災害時優先回線、トランシーバー(三方原地区)、メール、浜松市の防災ホットメール、災害用伝言ダイヤル「171」、SNS、公衆電話 ラジオ、テレビ等
	内部情報収集・内部伝達	トランシーバー、直接確認、ANPIC、メール、放送設備、ハンドマイク、掲示板、張り紙等
通信基盤に被災無	外部情報収集・外部伝達	メール、インターネット、一般加入電話、携帯電話等
	内部情報収集・内部伝達	メール、インターネット、一般加入電話、携帯電話、トランシーバー等

(参考：緊急時の外部連絡先一覧表)

- ・災害時優先回線一覧
- ・消防署、警察、区市町村防災関係部署・教育関係部署
- ・公共交通機関
- ・ライフライン・施設復旧のための関係業者

6. 三方原地区(三方原サミット)の防災連携について

三方原サミットで確認された防災連携について

- ・平常時からお互いの状況を把握し、連携できる体制、関係づくりをしておく。
- ・防災体制が無防備な時間帯、不安な時間帯を相互確認・共有。
- ・自分たちの施設は自分たちで守る意識、3日間は持ちこたえられるよう備えておく。
- ・訓練を今後定期的実施し、災害発生時に備えておく。

(参考：三方原地区(三方原サミット)の防災連携体制)

(参考：三方原地区との連携 地震発生後 情報集約事項)

II. 東海地震に関連する情報発表時の対応

東海地震に関連する情報には、「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報＝警戒宣言」の3種類あり、各情報発表時の対応方法について定めます。

①「東海地震に関連する調査情報(臨時)」発表時

①-1 情報収集・連絡活動

東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合、平常時の活動を継続しながらも、続報を逃さない情報収集・連絡態勢を確保します。

②「東海地震注意情報」発表時

東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)が発表されてから注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発せられるまでの間の応急対策行動について具体的に定めます。

この段階では、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、生徒等の安全確保のために必要な対策を段階的に実施していきます。注意情報が解除されるまで学園は休校とします。

②-1 学園の防災体制の確保と動員計画

災害対策本部の設置準備並びに、別に定める教職員役割分担別業務一覧に掲げる緊急時における教職員の任務の円滑な実施のための準備行動にとりかかります。

注意情報が発せられた場合の教職員動員計画は原則として次のとおりとします。

※災害対策本部要員は、非常時参集基準によります。

時点	〈東海地震注意情報発表時〉		
業務内容	災害対策本部設置準備		
時間帯	勤務時間内	勤務時間外	出張中
災害対策本部要員 (震度4以上の参集基準に基づく)	直ちに配備につく	直ちに出勤し、配備につく	直ちに帰校し、配備につく
一般教職員	直ちに配備につく	自宅待機	通常勤務

②-2 状況に応じた生徒等の帰宅、保護者への引き渡し

注意情報が発せられた場合、速やかに生徒等の所在を把握し、帰宅又は保護者への引渡しを開始します。帰宅、保護者への引渡しが不可能な生徒等や、遠距離通学者など警戒宣言発令後の安全確保が困難なことが予想される場合は、学校・園において保護するとともに、引き続き保護者との連絡に努めます。

②-3 情報収集・連絡活動

状況の変化に迅速に対応できるよう、対策の実施に必要な情報を確実に収集・伝達する手段について、「項目 I-5 災害時の情報伝達、情報収集について」に定めます。

②-4 警戒宣言発令に備える準備行動

警戒宣言発令時に備え地震防災応急対策を円滑に実施するため次に挙げる準備行動を実施します。

- ・生徒等、教職員、保護者（こども園）に対して次の事項を周知します。

東海地震注意情報の意味

学校における注意情報発表時の対策の内容

公共交通機関の運行状況、道路交通の情報

- ・施設内の防災設備、備蓄物資の確認・点検、施設の点検活動
- ・避難誘導の方法、近隣避難地の状況の確認
- ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順の確認

③「東海地震予知情報＝警戒宣言」発令時

「警戒宣言」が発令されてから地震が発生するまでの間、または警戒宣言が解除されるまでの間の地震防災応急対策活動について下記に定めます。警戒宣言が解除されるまで学園は休校とします。

③-1 学園の防災体制の確保と動員計画

理事長を本部長とする災害対策本部及び支部を設置し、教職員役割分担別業務一覧に掲げる緊急時における教職員の任務に具体的にとりかかります。市町村警戒本部及び関係自主防災組織との連携を図り、必要な防災体制を整えます。

警戒宣言が発せられた場合の教職員動員計画は原則として次のとおりとします。

※災害対策本部要員は非常時参集基準によります

時点 業務内容	〈東海地震注意情報発表時〉		
	災害対策本部設置準備		
時間帯	勤務時間内	勤務時間外	出張中
災害対策本部要員 (震度5弱以上の参集基準に基づく)	直ちに配備につく	直ちに出勤し、配備につく	直ちに帰校し、配備につく
一般教職員	直ちに配備につく	自宅待機	通常勤務

③-2 情報収集・連絡活動

情報の収集、伝達ルート、手段、時期及び責任者を明確にし、体制の組織化を図ります。

③-3 避難誘導

大学、専門学校、中等高等学校は聖隷学園野球場、こども園は園庭となります。

状況に応じた避難先、避難ルート、避難時期、避難誘導責任者、避難方法、避難先での留意事項等について決定し、実施します。

③-4 生徒等の帰宅、保護者への引き渡し

警戒宣言が発せられた場合、速やかに生徒等の所在を把握し、帰宅又は保護者への引渡しを開始します。

帰宅、保護者への引渡しが不可能な生徒等や、遠距離通学者など警戒宣言発令後の安全確保が困難なことが予想される場合は、学校において保護するとともに、引き続き保護者との連絡に努めます。

③-5 火元の厳重な安全管理と初期消火体制

必要な火気以外使用を中止し、出火防止対策を徹底し、初期消火に備えます。

③-6 施設・設備の点検

校舎・園舎内外の施設・設備、薬品類、避難器具、防火用施設・設備を点検し、不良箇所を整備する。その際、落下防止や危険物除去の危険回避を最優先に行います。

③-7 搬出活動

非常持ち出し品、搬出者、搬出先を決めます。

③-8 救護体制

健康管理センター、保健室担当教員、看護教員を中心に救護班を編成し、救護体制を整えます。

④東海地震に関連する各情報発表時の行動指針

ここでは東海地震に関連する各情報に応じた、ケース別の教職員及び生徒等の基本的な行動指針を定めます。

東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表
教職員及び生徒等は平常時の活動を継続する。し災害対策本部と情報連絡班は続報を逃さない情報収集・連絡態勢を確保する。

④-1 授業中・保育中

東海地震注意情報の発表	
教職員の行動	生徒等の行動
<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置の準備を開始する。 ○生徒等を教室などに一旦集合させ、所在を速やかに把握する。 ○学生生徒、保護者（こども園）に対して、情報発表時以降の学校の対応、社会状況の変化を説明する。 ○保護者、市町村との情報の伝達、収集に努める。 ○段階的に生徒等の帰宅、保護者への引渡しを開始する。 ○帰宅困難な生徒等は学校・園に留める。 ○その他、必要な対策準備行動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の指示をよく聞き勝手な行動をとらない。 ○帰宅後は、学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。

警戒宣言発令	
教職員の行動	生徒等の行動
<ul style="list-style-type: none"> ○生徒等の動揺を沈める。 ○災害対策本部を設置する。 ○生徒等を安全な場所へ誘導する。 ○生徒等の帰宅、保護者への引渡しを開始する。 ○帰宅困難な生徒等は学校に留める。 ○その他必要な地震防災応急対策行動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ○公共交通機関利用通学による生徒等は学校に留まり、一次避難地へ避難する。 ○帰宅後は、学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。

<授業中・保育中に留意する点>

- ・生徒等が動揺しパニックとなるおそれがあるため、十分に配慮します。
- ・問い合わせの殺到による混乱を避けるため、「保護者から学校への問い合わせはしない」など、情報伝達方法について、あらかじめ、保護者と協議し取り決めておきます。

④-2 登下校中

東海地震注意情報の発表	
教職員の行動	生徒等行動
<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置の準備を開始する。 ○学内にいる生徒等を校庭、園庭などに一旦集合させ、所在を速やかに把握する。 ○学内の生徒等に対して、情報発表時以降の学校の対応、社会状況の変化を説明する。 ○保護者、市町村との情報の伝達、収集に努める。 ○生徒等の帰宅、保護者への引渡しを開始する。 ○帰宅困難な生徒等は学校に留める。 ○その他、必要な対策準備行動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校中の生徒等は原則として帰宅する。但し、既に学校付近まで来ている場合は学校へ登校し、教職員の指示に従う。 ○スクールバス利用者は、運転手の指示に従う。 ○在宅の場合は登校しない。 ○既に登校した生徒等は学校に留まり、教職員の指示に従う。 ○流言などの不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

警戒宣言発令	
教職員の行動	生徒等の行動
<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部を設置する。 ○学内の生徒等を安全な場所へ誘導する。 ○生徒等の帰宅、保護者への引渡しを開始する。 ○帰宅困難な生徒等は学校に留める。 ○その他、必要な地震防災応急対策行動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校中の生徒等は原則として帰宅する。但し、既に学校付近まで来ている場合は学校へ避難する。 ○スクールバス利用者は運転手の指示に従う。 ○公共交通機関利用通学者は、駅員の指示に従う。 ○在宅の場合は登校しない。 ○既に登校した生徒等は学校、園に留まり、一次避難地へ避難する。 ○帰宅後は、学校、園の指示、地域の取り決めに従って行動する。

<大学学生・専門学校生、中高生の登下校中に留意する点>

- ・学校は事前に通学路を実地調査し、登下校時における避難場所、避難方法について対策を立て学生生徒に対して知らせておきます。
- ・交通機関を利用して登下校する学生生徒に警戒宣言に伴う公共交通機関の対応を知らせておきます。
- ・自転車、オートバイ・原付等で通学している学生生徒に対して、警戒宣言が発せられた場合の交通規制を事前に知らせておきます。
- ・問い合わせの殺到による混乱を避けるため、「保護者から学校への問い合わせはしない」など情報伝達方法について、あらかじめ、保護者と協議し取り決めておきます。

④-3 学外活動・臨地実習・園外保育中

東海地震注意情報の発表	
教職員の行動	生徒等の行動
<p>○生徒等の所在を速やかに把握する。</p> <p>○担当の教職員は所属の学校長とできるだけ連絡をとる。</p> <p>○生徒等の帰宅は、状況により以下のようにする。</p> <p><学校から離れている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と連絡を取って状況を報告するとともに、学校長の指示に従って行動する。 <p><学校に近い場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所を避けて、学校に戻る。 	<p>○教職員の指示をよく聞き勝手な行動をとらない。</p> <p>○流言などの不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。</p> <p>○生徒等の帰宅は、状況により以下のようにする。</p> <p><学校から離れている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と連絡を取って状況を報告するとともに、学校長の指示に従って行動する。 <p><学校に近い場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所を避けて、学校に戻る。

警戒宣言発令	
教職員の行動	生徒等の行動
<p>○生徒等の掌握と安全確保を第一優先に考える。</p> <p>○担当の教職員は所属の学校長とできるだけ連絡をとる。</p> <p>○学校にいる教職員は学外活動・臨地実習に参加している生徒等及び教職員の名簿を作成する。</p> <p>○実習施設の対応策に則り、指示に従って行動することになるが、最終的には学園災害対策本部の指示に従う。</p> <p>○生徒等の帰宅は、状況により以下のようにする。</p> <p><学校から離れている場合></p> <p>鉄道・バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難地に避難させる。</p> <p>所属の学校と可能な限り連絡を取り、状況を報告するとともに、学校長の指示に従って行動する。</p> <p><学校に近い場合></p> <p>ブロック塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。</p>	<p>○実習施設の対応策に則り、指示に従って行動することになるが、最終的には学園災害対策本部の指示に従う。</p> <p>○公共交通機関利用通学による生徒等は学校に留まり、一次避難地へ避難する。</p> <p>○生徒等の帰宅は、状況により以下のようにする。</p> <p><学校から離れている場合></p> <p>鉄道・バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難地に避難する。</p> <p>学校と可能な限り連絡を取り、状況を報告するとともに、学校長の指示に従って行動する。</p> <p><学校に近い場合></p> <p>ブロック塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。</p>

<留意する点>

- ・担当の教職員のみで引率している場合が多い。
- ・学校は学外での安全確保の状況がつかめない。

④-4 部活動中

東海地震注意情報の発表	
教職員の行動	生徒の行動
<p>学内の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒の所在を速やかに把握する。 ○生徒を安全な場所に集めてできる限り集団で帰宅させる。 ○帰宅困難な生徒は学校に留める。 ○担当の教職員は所属の学校長と連絡をとる。 <p>学外や遠隔地での合宿中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所属学校の学校長と可能な限り連絡を取り状況を報告する。 ○地元の市町村警戒本部の指示に従う。 ○津波や山・崖崩れの危険予想地域から安全な場所に至急避難させる。 	<p>学内の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ○人員点呼後できる限り集団で帰宅する。 ○帰宅困難な生徒は学校に留まり、顧問の指示に従う。 <p>学外や遠隔地での合宿中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○顧問の指示に従って行動する。 ○津波や山・崖崩れの危険予想地域から安全な場所に至急避難する。

警戒宣言発令	
教職員の行動	生徒の行動
<p>学内の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒の所在を速やかに把握する。 ○生徒を安全な場所に集めてできる限り集団で帰宅させる。 ○帰宅困難な生徒は学校に留める。 <p>学外や遠隔地での合宿中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最寄りの避難地に集団で避難させる。 ○地元の市町村警戒本部の指示に従う。 ○津波や山・崖崩れの危険予想地域から安全な場所に至急避難させる。 ○所属の学校の学校長と可能な限り連絡を取り、状況を報告する。 	<p>学内の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ○人員点呼後できる限り集団で帰宅する。 ○帰宅困難な生徒は学校に留まり、一時避難地へ避難する。 <p>学外や遠隔地での合宿中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最寄りの避難地へ集団で避難する。 ○合宿地等が津波や山・崖崩れなどの危険地域である場合は、直ちに安全な場所に避難する。

<留意する点>

- ・放課後や休業中であり、学内にいる教職員は少人数であることが多い。
- ・学外で活動していることもある。

④-5 勤務時間外（夜間・休日）

東海地震注意情報の発表	
教職員の行動	生徒等の行動
<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部要員（震度 4 以上の参集基準に基づく）は参集し直ちに配備につく。参集した教職員は、災害対策本部設置の準備を開始する。 ○保護者、市町村等との情報の伝達、収集に努める ○必要な対策準備行動を段階的に実施する。 ○一般教職員は自宅待機し、学校からの連絡、続報に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒等は登校しない。 ○学校の指示、若しくは地域の取り決めに従って行動する。

警戒宣言発令	
教職員の行動	生徒等の行動
<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部要員（震度 5 弱以上の参集基準に基づく）は参集し、直ちに配備につく。参集した教職員は、災害対策本部設置の準備を開始する。 ○保護者、市町村等との情報の伝達、収集に努める ○必要な対策行動を実施する。 ○一般教職員は自宅待機し、学校の指示に従って行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒等は登校しない。 ○学校の指示、若しくは地域の取り決めに従って行動する。

発生時の危機管理

Ⅲ. 大規模な地震が発生した場合の行動

想定される地震災害 (静岡県第4次被害想定 第一報告に基づき設定)

- ◎ 予想震源域のマグニチュードは8、震度は沼津から天竜川河口では6～7であり、その激しい揺れのため立つことも歩くこともできない。強い揺れは約3～4分間続くものと予想されている。
- ◎ 最大震度が7に達した場合、固定されていない物が空中を飛ぶこともある。傾斜地では山崩れ、崖崩れが起きる。また液状化により泥水や砂が噴き出し、埋設物が浮き上がり、構造物の傾斜や道路の陥没等が起こる。
- ◎ 地震によって発生した津波は数分で駿河湾から遠州灘沿岸に達し、低地や河川を逆流する。津波は繰り返し押し寄せ、波の高さは最大30mにも達する。
- ◎ 余震は本震の直後から発生し、一般的には1週間～10日間程度は特に注意が必要とされている。

想定される被害状況 (静岡県第4次被害想定 第二次報告に基づき設定)

- ◎ 屋外では瓦や看板・ガラス片の落下し、自動販売機やブロック塀が倒壊する。
- ◎ 屋内ではエアコンや蛍光灯の落下し、ロッカー、本棚、ピアノ、パソコンなどが倒壊する。
- ◎ 電気、ガス、水道は供給停止され、電話も不通となる。
- ◎ 道路の陥没、高架橋の落下、自動車の事故、火災等により多くの道路は遮断され、大渋滞となる。いたる所で火災が発生し、都市機能は完全に麻痺状態となる。発災後数時間から数日間は広範囲にわたって火災が発生する。
- ◎ 大地震の後には余震が次々に発生し、傾いた建物の倒壊がおり、人心を不安にさせる。
- ◎ 流言飛語が広がり、パニックになることも想定される。
- ◎ ライフラインの復旧は電力が1週間程度、固定電話・携帯電話が2週間程度、ガス・水道は1ヶ月以上かかるものと想定される。

地震発生時の初期対応

地震発生時はどこにいても、どのような状況でも「上からものが落ちてこない」「横からものが倒れてこない」「ものが移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保する。

地震発生時の二次対応

正常化の偏見に注意し、パニックを起こさないよう、館内放送、エレベーターの閉じ込め確認、初期の通報、消火、救出・救護対応を行う。

ここでは大規模な地震が発生した場合のケース別の基本的な行動指針について定めます。

Ⅲ-① 授業中・保育中

安全確保行動	
教職員の行動	生徒等の行動
<ul style="list-style-type: none"> ○落下物・転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。 →的確な指示「頭部を保護」 「机の下にもぐる」「机の脚をもつ」 ○使用している火気の消火、出口の確保に努める。 <p>〈大きな揺れが収まったら〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コンロ、ストーブ、ガスなどの火を消す。電源を切り、ガスの元栓を閉める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○机の下にもぐり、落下物から身を守る。 ○慌てて外へ飛び出さない。窓や壁際から離れる。 ○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央で伏せ、ガラスの落下から身を守る。 ○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井の状況による。） ○グラウンドにいるときは、落下物を避けるため速やかに校舎から離れ、グラウンド中央に避難する。 <p>〈大きな揺れが収まったら〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避難誘導行動	
教職員の行動	生徒等の行動
<ul style="list-style-type: none"> ○生徒等の状況を速やかに掌握するとともに、安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる生徒等の所在に十分留意する。 ○火災場所及びその上層階の生徒等の避難を優先する。 ○隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。 ○落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。 ○生徒等の動揺を静める。 ○負傷者の有無を確認する。 ○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。 →的確な指示「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに行動する。 ○避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・列から離れたりしない。 ○ガラスの破片等でけがをしないよう注意する。 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

Ⅲ-② 登下校時

安全確保行動	
教職員の行動	生徒等の行動
<p>○学内にいる<u>生徒等</u>に落下物・転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。</p> <p>〈大きな揺れが収まったら〉</p> <p>○コンロ、ストーブ、ガスの火を消す。 電源を切り、ガスの元栓を閉める。</p>	<p>○落下物から身を守る。</p> <p>○最寄りの避難地、あらかじめ定めてある避難場所など、安全な場所へ直ちに避難する。</p> <p>○バス、電車に乗車中の場合、運転手・駅員の指示に従う。</p> <p>○危険と思われる場所には近づかない。</p> <p>→古い建物や建設中の建物、傾いたブロック塀や石塀、自動販売機、ひび割れた道路や狭い道路、火災現場、倒れた電柱、垂れ下がった電線など。</p> <p>崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所からは、速やかに遠ざかる。</p> <p>〈大きな揺れが収まったら〉</p> <p>○家庭や学校と連絡を取って状況を報告するとともに、その指示に従う。</p> <p>○流言などの不正確な情報に惑わされず、落ちついて行動する。</p>

避難誘導行動	
教職員の行動	生徒等の行動
<p>○生徒等の状況を速やかに掌握するとともに、安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる生徒等の所在に十分留意する。</p> <p>○落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。</p> <p>○生徒等の動揺を静める。</p> <p>○負傷者の有無を確認する。</p> <p>○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。</p>	<p>○学内にいる場合は、荷物を持たずに行動する。</p> <p>○避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・列から離れたりしない。</p> <p>○ガラスの破片等でけがをしないよう注意する。</p> <p>○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。</p>

Ⅲ-③ 学外活動、臨地実習、部活動中、園外保育中

安全確保および避難誘導行動	
教職員の行動	生徒等の行動
<p>○生徒等に落下物・転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。</p> <p>○電車・バスに乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。</p> <p>〈大きな揺れが収まったら〉</p> <p>○津波や山・崖崩れの危険予想地域では、安全な場所に至急避難させる。</p> <p>○最寄りの避難地の安全な場所に避難誘導し、生徒等の状況を確認する。</p> <p>○地震規模、地域の被害状況、必要な情報の収集に努める。</p> <p>○学校・園と連絡を取り、生徒等及び周辺地域の被害状況を報告するとともに、学長・校長・園長の指示に従って行動する。</p>	<p>○落下物から身を守るなど、安全確保を図る。</p> <p>〈大きな揺れが収まったら〉</p> <p>○津波や山・崖崩れの危険予想地域では、安全な場所に至急避難する。</p> <p>○最寄りの避難地へ集団で避難する。</p> <p>○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。</p> <p>○流言などの不正確な情報に惑わされず、落ちついて行動する。</p>

Ⅲ-④ 勤務時間外（夜間・休日）

地震発生時	
教職員の行動	生徒等の行動
<p>○参集基準に従って所属校に参集し、災害対策本部を設置し、生徒等及び教職員の安否確認、危険箇所の立入禁止措置を優先的に行う。</p> <p>→教職員も被災者になる場合や出勤途中の道路の途絶により速やかに出勤できないケースも想定される。そのような場合であっても学校とはできる限り連絡をとることとする。</p> <p>○必要な災害応急対策を実施する。</p>	<p>○安否確認システムを活用し、学校に安否を連絡する。</p> <p>○学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。</p>

事後の危機管理

IV. 大規模地震が発生した場合の対策

ここでは、大規模な地震が突然発生した場合の対策について、具体的に定めます。

IV-① 学園の防災体制の確保と動員計画

理事長を本部長とする災害対策本部を設置し、教職員役割分担別業務一覧に掲げる緊急時における教職員の任務に具体的にとりかかります。市町村警戒本部及び関係自主防災組織との連携を図り、必要な防災体制を整えます。

突発的に地震が発生した場合の**教職員動員計画**は原則として次のとおりとします。

震度	参集要員	勤務時間外／出張中・臨地実習中		勤務時間内	備考
			夜間・早朝の場合 (21:00～5:00)		
静岡県西部で震度4以上 ※被害が予想される場合	法人事務局長、企画部長、財務部長、財務部次長、財務部施設・固定資産担当 大学総務部長 中・高等学校総務部長 こども園総務課長	直ちに出勤(帰校)し、配備につく	直ちに出勤し、配備につく	直ちに配備につく	左記参集要員は、必要に応じてその他の教職員の参集を指示する
静岡県西部で震度5弱以上	理事長、専務理事、法人事務局長、企画部長、財務部長、財務部次長、財務部施設・固定資産担当 大学学長、各学部長、大学総務部長、専門学校校長 教学事務統括センター長、入試・広報・就職統括センター長、学生サービスセンター長、電算センター長 専門学校校長 中・高等学校校長、高等学校教頭、中学校教頭、中・高等学校総務部長 こども園総園長、第一園長、第二園長、こども園総務課長	直ちに出勤(帰校)し、配備につく	直ちに出勤し、配備につく	直ちに配備につく	左記参集要員は、必要に応じてその他の教職員の参集を指示する
静岡県西部で震度6弱以上	一般教職員	直ちに出勤し、配備につく	発災翌日(0時以降は当日)の午前中までに出勤し、配備につく	直ちに配備につく	震度6弱以上の場合全教職員が出勤する

1. いずれの場合にも、まず身の安全を確保した上で、直ちに出勤できない事由がある場合は、必ず各学校施設へ報告し、出勤が可能になり次第速やかに出勤すること。
2. 参集に当たっては、数日間帰宅できないことを想定し、各自できる限り飲料・食料、着替えなどを持参すること。
3. 参集場所は以下の通りとする。
 - ①法人事務局：聖隷学園災害対策本部設置場所（大学5号館1階法人事務局）
 - ②大学・専門学校：大学・専門学校災害対策本部設置場所（大学1号館1階大会議室）
 - ③中・高等学校：中・高等学校総務部
 - ④こども園：こども園総務課

IV-② 情報連絡活動、安否確認

災害対策本部からの広報、生徒等の被害状況の確認など、災害時において必要とされる情報の収集、伝達及び連絡（市町村災害対策本部、私学協会、保護者、必要に応じて消防署、警察署、医療機関など）にあたる。

- ・必要となる情報

災害発生の状況（余震、津波、山崩れ、火災など）、被害の状況（生徒等、教職員、学校施設、校舎周辺通学路など）、ライフライン、交通機関等の復旧状況、避難者の安否、生活物資（食料・衣料）の状況など。

- ・情報収集手段

トランシーバー、テレビ・ラジオ、衛星携帯電話、携帯電話、公衆電話、インターネット、市町村広報など考え得る限りの手段を用いて収集に努める。また、外部に対する情報の出口の一本化を図り、不必要な混乱を招くことのないよう留意する。

- ・安否確認

点呼による安否確認の他、教職員・学生・大学生は安否情報システム「ANPIC」による安否報告を行う。全国各地で震度6弱以上の地震が発生した場合、ANPICより自動で安否確認のメールが届くので、メールの本文に沿って安否情報を登録する。

大災害時には通信が混雑し、メール配信が遅れることがある。その場合は以下の手順で安否報告を行うことが可能。

1. PC・スマートフォン・携帯電話から「<https://pnpic1.jecc.jp/seirei/>」へアクセスする。
スマートフォン・携帯電話では、右記のQRコードからもアクセス可能。
2. ID（メールのログインIDと同一）とパスワード（初期設定：seirei2013）を入力する。
3. ログインしたら、「安否報告」より画面に沿って安否情報を入力する。



IV-③ 安全確保及び避難誘導

被害の状況に応じた避難先、避難ルート、避難時期、避難誘導責任者、避難方法、避難先での留意事項等について決定し、実施する。

IV-④ 被害状況に応じた生徒等の帰宅、保護者への引渡し、待機対応

- ・被害の状況に応じた生徒等の帰宅、保護者への引き渡しを開始する。保護者と連絡が取れない場合は、学校・園で保護する。帰宅する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じ、教職員が引率する。
- ・就労等で引渡しに来ることができない園児を安全に保育できるよう準備する。
- ・生徒等を待機させる場合、①非常用電源と燃料の準備、②トイレ用水の準備、③トイレトイレットペーパーの確保、④宿泊する校舎(教室)の確保、⑤寝具、食糧品を備蓄庫から搬出、⑥生徒等の健康管理、身体的・精神的ケア、⑦保護者への連絡(できる限り)、⑧ゴミ処理等を実施できるよう準備する。

IV-⑤ 火元の確認

- ・出火を確認したら直ちに、多くの人員を導入して初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- ・実験室・調理実習室、看護実習室などにおいて火やガスなどを使用しているときは、直ちに消火し、ガスの元栓をしめる。突然大きな揺れに襲われた場合には、まず机を盾に落下物や破損ガラスから身を守り、揺れが収まった後直ちに消火する。
- ・薬品類は発火の危険が生じる場合があるため、特に注意する。
- ・こども園ではキッチンのガス等の元栓をしめる。

IV-⑥ 施設内の安全確保

- ・校舎やグラウンドで危険と思われる場所に、立入禁止の張り紙やロープを張るなどして、二次災害を防ぐ。
- ・建物の使用については、原則として専門家(応急危険度判定士)の判定を受け、その指示に従う。

IV-⑦ ライフラインの応急復旧

- ・災害対策本部業務を円滑に実施していくため、ライフラインの応急復旧に努める。

IV-⑧ 応急救護・救出救助

- ・健康管理センター、保健室担当教員、看護教員を中心に救護班を編成して応急救護に当たるとともに、市町村、医療機関と連携して、重傷者の搬送等を行う。
- ・市町村、消防機関と連携し、建物の倒壊により生き埋めとなった教職員・生徒等の救出救助を行う。

IV-⑨ 三方原地区との連携

- ・三方原サミット各施設に設置されているトランシーバーを使用して、災害1日目より、職員の安否、建物被害、ライフライン、必要な支援について情報を共有する。また発災3日目をめどに、各施設は大学5号館7階に集合し三方原地区災害対策本部を立ち上げ、緊急物資の受入と管理、ボランティアの受入、行政との連絡・調整等の対応を行う。
- ・教職員や学生等は、原則として本部の指示の下、三方原サミット各施設の防災活動に協力する。
- ・三方原サミット各施設、市町村、自主防災組織等と必要に応じて連携し防災活動に当たる。

V. 教育活動の再開に向けての取り組み

災害発生時、学校は、地域住民の一時的な避難所としての役割を担うが、基本的には教育活動の場であることから教育活動の早期再開に向けて対策を練っていく。

災害発生の状況は想定しづらいが、速やかに以下の項目について対策を講じていく。

1 生徒等の被災状況の把握

- ① 生徒等及びその家族や家屋の被災状況を把握する。
- ② 生徒等の避難先を把握し、一覧表を作成する。
- ③ 緊急時の転出入の手続きについては、国および県から出される通知に従う。
- ④ 他県等に避難・転出する場合は、学校へ連絡するよう、事前に指導しておく。

2 教職員の被災状況の把握

教職員及びその家族や家屋の被災状況を把握すること。

3 施設・設備等の確保

- ① 専門家（応急危険度判定士等）に安全点検を依頼し、学校内の使用可能（不可能）な施設を明確にする。
- ② 教室、保育室、教員室、理事長室、学長・校長室、事務室を確保する。
- ③ 校舎被害が著しい場合は、プレハブなどの仮設校舎の建設を検討する。
- ④ トイレやライフラインの復旧状況を確認し、早期に教育再開ができるよう関係機関に協力依頼をする。
- ⑤ グランドへの仮設住宅建設については可能な限り避ける。

4 教育再開の決定・連絡

- ① 災害対策本部・支部は、学長・校長・園長などと協議のうえ、通学路、生徒等の状況、施設を総合的に判断して教育再開の時期を決定する。
- ② 生徒等、保護者への連絡はテレビ・ラジオを活用すると共に、公共施設への張り紙などによって連絡する。学校が地域住民の避難所となっているときには、混乱を避けるため、避難所の運営と教育再開を並行して行うことを避難住民に伝える。

5 教育環境の整備

- ① 父母の会、保護者会、後援会などと連携を図り、通学路の安全確認を行う。
- ② 教科書の滅失および毀損状況を把握し、不足教科書の確保に努める。
- ③ 使用できる教室が少ない場合は、当面午前・午後の二部授業や近隣の公共施設などを利用した分散授業等も検討する。

- ④ 授業進度を考慮した暫定カリキュラムを作成する。
- ⑤ 当面の重要行事（入試、定期試験、卒業式、入学式等）の対応策を作成する。

6 生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念される。そのため、実態を踏まえ、学校・園、保護者、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議、連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策を実施する。

7 避難所対応

避難地・避難所の指定の有無に関わらず、地域住民等が学校に避難してくることが予想される。そのため、避難者に対して適切な対応ができ、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、必要に応じて下記の項目を市町村と関係する自主防災組織の協力を得て行う。

1 避難地及び施設開放区域の明示

地震発生後、建物の安全が確認できたら、避難場所として開放できる区域と学校管理あるいは教育再開に向けて確保する区域を、張り紙や看板、ロープを利用して早急に明示する。

なお、校舎、体育館、その他の建物の使用については、原則として専門家（応急危険度判定士等）の判定を受け、その指示に従う。

→ 事務室、職員室は開放しない。

- ・その他の施設については、教育活動の再開を考慮しながら 開放区域を決定し、避難者の状況に応じて開放する。

2 避難者の誘導

3 避難所運営組織づくり

責任者の選出、生活ルール作りについての助言を行う。

4 ライフラインの確保

ガス・電気等の確保。し尿処理、ごみの処理の支持を行う。

5 避難者名簿づくり

6 物資の調達・配給

炊き出し、調理場所の提供、献立についての助言を行う。

7 負傷者の救護

8 情報収集・伝達

9 避難者の相談(心のケア)への対応

10 ボランティアの受け入れ

11 その他、避難所運営上必要な支援